

仙台市農業施策基本方針の見直しについて

1 趣旨

令和3年度に策定した「仙台市農業施策基本方針」の実施期間を「概ね令和3年度から令和7年度までの5年間」としていたことから、令和8年度以降の本市農業施策の基本的な方針を策定する。

2 基本的な考え方

- (1) 現行の「農業施策基本方針」を基本としつつ、近年の社会情勢や農政等の動向を踏まえた見直しを行う
- (2) 市策定の「仙台市総合計画」、「仙台経済COMPASS」及び国「食料・農業・農村基本計画」等との整合を図る
- (3) 地域農業者等が抱える課題や現状、支援のニーズ等を踏まえ、持続的な農業振興に結び付く施策の方針とすることを旨とする

3 見直しの進め方

(1) 検討委員会の設置

- ①農政推進協議会のもとに「仙台市農業施策基本方針検討委員会」を設置し、現方針実施期間中の施策の実績や課題、令和6年度の地域計画策定時に収集した農業者の意見、検討委員の意見等を踏まえ見直し素案を検討する（計3回開催を想定）。
- ②検討委員会で整理した基本方針素案を農政推進協議会で協議し、新たな基本方針として決定する。

(2) 検討委員会の構成員

- ①仙台市農政推進協議会要綱第5条第2項により、学識経験者、関係団体等から市長が委嘱する。
- ②検討委員会の任期は、協議会から付託された事項の検討が終了するまでとする。

4 想定スケジュール

令和8年1月	・農政推進協議会① … 基本方針見直しについて
	・検討委員会① … 現行基本方針の振り返り及び農業者意見について ・検討委員会② … 基本方針素案の検討 ・検討委員会③ … 基本方針素案の決定
7月頃	・農政推進協議会② … 基本方針の決定

5 検討委員会（委員数：7名程度） 構成（案）

学識経験者	2名程度
農業関係機関	3名程度
消費・流通事業者等	2名程度